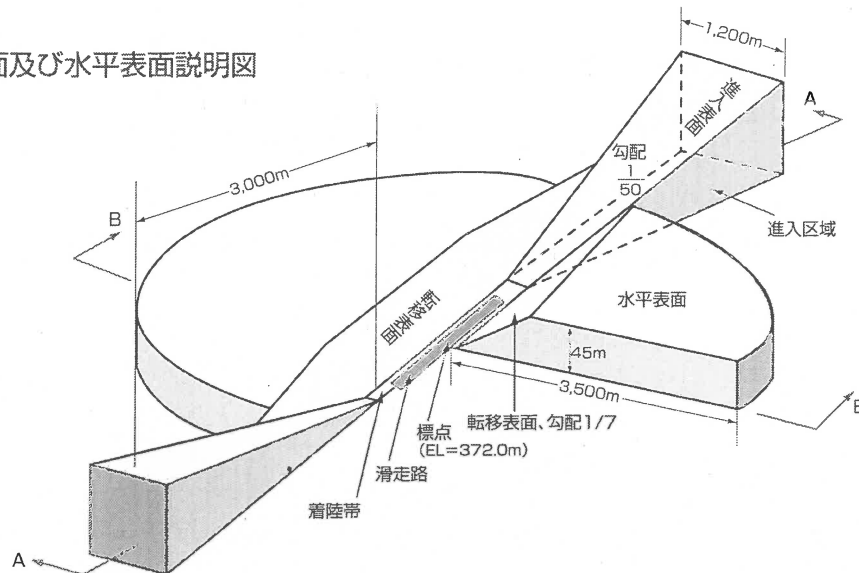


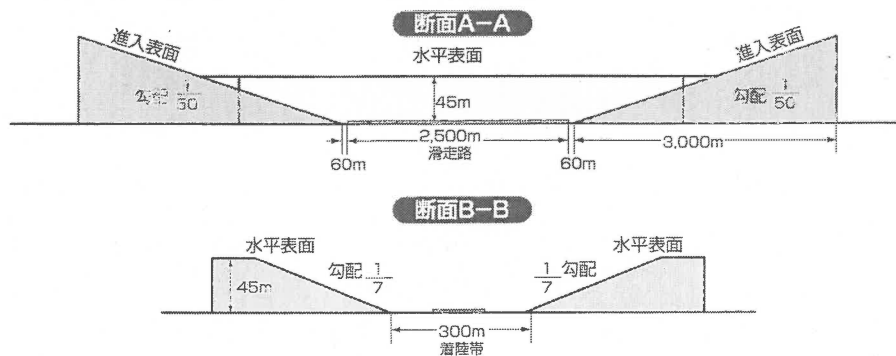
# 福島空港の制限表面・説明図

航空機が安全に運航できるように、空港及びその周辺に障害物のない空域を確保する必要があります。このために障害物を制限する表面を制限表面といい、福島空港のような第三種空港の場合の制限表面には、進入表面、転移表面、水平表面の区別があります。これらの制限表面を守るために、航空法第49条により制限表面の上に出る建造物、植物の設置は禁止されています。また、同法第51条第2項によりこれらの制限表面に著しく近接した(制限表面下6m以内にある)物件には航空障害灯を設置することが義務づけられています。

## ● 進入表面、転移表面及び水平表面説明図



## ● 進入表面、転移表面及び水平表面断面図



## 用語の説明

**転移表面** … 航空機が、着陸のための進入を誤ったときに脱出する際の旋回時の安全を確保するために物件を制限する1/7勾配の表面をいいます。

**着陸帯** …… 航空機の離着陸の用に供するため、滑走路の周辺に設ける矩形の平坦地をいい、航空機が滑走路から逸脱した場合でも人命の安全を図り、航空機の損傷を軽減するために草地になっています。また、着陸帯と転移表面によって無障害空間を形成し、進入復行ができる状態になっています。福島空港の場合、着陸帯長は2,620m、着陸帯幅は300m(滑走路中心線から両側150m)です。

**水平表面** … 航空機が着陸の際空港周辺を低高度で周回する場合に、その安全を確保するために物件を制限する表面で、空港の標点(EL=372.0m)から上方45mまでをいいます。

**進入表面** … 航空機の離陸直後、または最終着陸の際の直線飛行の安全を確保するために物件を制限する表面をいいます。福島空港のような精密進入を行う(計器飛行)着陸帯の場合、進入表面の水平に対する勾配は1/50としています。

# 福 島 空 港

